号外第二十号

準用する同条第四項の規定により公示する。

(月曜日) 三月二十七日

目 次

令和

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……… ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除 告 示 (河川砂防課) … 同

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除 ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……… 同 同 司 : =

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……… ○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定………

同同同同同同

同..... 同...... (都市

○右

〇右

示

青森県告示第二百十二号

(

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、

え置いて縦覧に供する。 その関係図面は、 青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備 砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第

五十七号)第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において

令和五年三月二十七日

羽井内家ノ上土砂災害警戒区域及び羽井内家ノ上土砂災害特別警戒区域

 \equiv

村

申

吾

解除する区域

新郷村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

3 2 急傾斜地の崩壊

成十三年政令第八十四号)第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令

同

: : 껃

次の図面のとおり

: :

北向二号土砂災害警戒区域及び北向二号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

新郷村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

計画課) ::

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

同 同

3 条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

次の図面のとおり

図面省略

青森県告示第二百十三号

土

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法

項の規定により公示する。 土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四 律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び

え置いて縦覧に供する。 その関係図面は、 青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備部に備

令和五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

1 指定の区域

羽井内家ノ上土砂災害警戒区域及び羽井内家ノ上土砂災害特別警戒区域

新郷村の区域のうち次の図面に示す区域

図面省略

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令 爭

成十三年政令第八十四号)第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事

次の図面のとおり

図面省略

北向二号土砂災害警戒区域及び北向二号土砂災害特別警戒区域

指定の区域

1

新郷村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

図面省略

三 西越温泉沢二号土砂災害警戒区域及び西越温泉沢二号土砂災害特別警戒区域

指定の区域

1

新郷村の区域のうち次の図面に示す区域

図面省略

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

次の図面のとおり

図面省略

青森県告示第二百十四号

砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 五十七号)第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土 (平成十二年法律第

準用する同条第四項の規定により公示する。

え置いて縦覧に供する。 その関係図面は、 青森県県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備部に備

令和五年三月二十七日

釣屋浜一号土砂災害警戒区域及び釣屋浜一号土砂災害特別警戒区域

青森県知事

三

村

申

吾

1 解除する区域

むつ市の区域のうち次の図面に示す区域

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

2

図面省略

急傾斜地の崩壊

3 成十三年政令第八十四号)第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平

次の図面のとおり

図面省略

田野沢土砂災害警戒区域及び田野沢土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域 青

2

むつ市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

次の図面のとおり

図面省略

青森県告示第二百十五号

おいて準用する同条第四項の規定により公示する。 土砂災害防止対策の推進に関する法律 土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における (平成十二年法律第五十七号)第七条第六項に

え置いて縦覧に供する。 その関係図面は、 青森県県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備部に備

令和五年三月二十七日

三 村 申

青森県知事

大赤川土砂災害警戒区域

1

解除する区域

むつ市の区域のうち次の図面に示す区域

図面省略

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

小赤川土砂災害警戒区域

1 解除する区域

むつ市の区域のうち次の図面に示す区域

図面省略

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

吾

釣屋浜一号土砂災害警戒区域及び釣屋浜一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

むつ市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 成十三年政令第八十四号)第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事

次の図面のとおり

(図面省略)

図面省略

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

青森県告示第二百十六号

律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法 土砂災害警戒区域及び

土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四

項の規定により公示する。

え置いて縦覧に供する。 その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備部に備

令和五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申

吾

2

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平

田野沢土砂災害警戒区域及び田野沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

むつ市の区域のうち次の図面に示す区域

3

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(4) 青森県告示第二百十七号

ので、同条第四項の規定により公示する。 律第五十七号)第七条第一項の規定により、 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 土砂災害警戒区域を次のとおり指定する

え置いて縦覧に供する。 その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備部に備

令和五年三月二十七日

青森県知事 三 村

申

吾

3

大赤川土砂災害警戒区域

1 指定の区域

むつ市の区域のうち次の図面に示す区域

土石流

2

図面省略

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

小赤川土砂災害警戒区域

1 指定の区域

むつ市の区域のうち次の図面に示す区域

図面省略

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

2

青森県告示第二百十八号

砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第 五十七号)第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土

え置いて縦覧に供する。 その関係図面は、 青森県県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備部に備

準用する同条第四項の規定により公示する。

令和五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

向町二号土砂災害警戒区域及び向町二号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域 (平成十二年法

大間町の区域のうち次の図面に示す区域

図面省略

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2

項

成十三年政令第八十四号)第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令

次の図面のとおり

図面省略

向町土砂災害警戒区域及び向町土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

大間町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第二百十九号

律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び 項の規定により公示する。 土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備部に備

え置いて縦覧に供する。

令和五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申 吾

向町二号土砂災害警戒区域及び向町二号土砂災害特別警戒区域

指定の区域 大間町の区域のうち次の図面に示す区域

1

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 図面省略

2

急傾斜地の崩壊

3 成十三年政令第八十四号)第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平

次の図面のとおり

(図面省略)

向町土砂災害警戒区域及び向町土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

青

図面省略

2

大間町の区域のうち次の図面に示す区域

急傾斜地の崩壊

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

3

次の図面のとおり

図面省略

青森県告示第二百二十号

五十七号)第七条第六項において準用する同条第四項及び同法第九条第九項において 砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土

(

準用する同条第四項の規定により公示する。

令和五年三月二十七日

え置いて縦覧に供する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備部に備

甲平ノ下土砂災害警戒区域及び甲平ノ下土砂災害特別警戒区域

青森県知事

三

村

申

吾

解除する区域

風間浦村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 成十三年政令第八十四号)第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平

次の図面のとおり

(図面省略

甲平ノ下二号土砂災害警戒区域及び甲平ノ下二号土砂災害特別警戒区域

1 解除する区域

風間浦村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

図面省略

三 蛇浦川土砂災害警戒区域及び蛇浦川土砂災害特別警戒区域

解除する区域

風間浦村の区域のうち次の図面に示す区域

図面省略

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

次の図面のとおり

図面省略

四 北大川目沢土砂災害警戒区域及び北大川目沢土砂災害特別警戒区域

1

解除する区域

図面省略 風間浦村の区域のうち次の図面に示す区域

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

2

土石流

3

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

図面省略

甲沢土砂災害警戒区域及び甲沢土砂災害特別警戒区域

Ŧī.

1 解除する区域

図面省略 風間浦村の区域のうち次の図面に示す区域

土石流

青

2

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

3 条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

次の図面のとおり

図面省略

青森県告示第二百二十一号

律第五十七号)第七条第一項及び第九条第一項の規定により、 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法 土砂災害警戒区域及び

土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第七条第四項及び第九条第四

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び下北地域県民局地域整備部に備

項の規定により公示する。

え置いて縦覧に供する。

令和五年三月二十七日

青森県知事

三

村

申

吾

甲平ノ下土砂災害警戒区域及び甲平ノ下土砂災害特別警戒区域

指定の区域

風間浦村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2

3

成十三年政令第八十四号)第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平

次の図面のとおり

(図面省略

甲平ノ下二号土砂災害警戒区域及び甲平ノ下二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

風間浦村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

次の図面のとおり

図面省略

 \equiv 蛇浦川土砂災害警戒区域及び蛇浦川土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

風間浦村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

3

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

青 森 県 報 号外第20号 Ŧī.

> 条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 次の図面のとおり

図面省略

四

北大川目沢土砂災害警戒区域及び北大川目沢土砂災害特別警戒区域 指定の区域

1

風間浦村の区域のうち次の図面に示す区域

図面省略

2 土石流 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

3

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

図面省略

甲沢土砂災害警戒区域及び甲沢土砂災害特別警戒区域

指定の区域

風間浦村の区域のうち次の図面に示す区域

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流

2

(図面省略)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

図面省略

六

第一北大川尻沢土砂災害警戒区域及び第一北大川尻沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

風間浦村の区域のうち次の図面に示す区域

図面省略

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

次の図面のとおり

図面省略

七 第二北大川尻沢土砂災害警戒区域及び第二北大川尻沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

風間浦村の区域のうち次の図面に示す区域

図面省略

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

3

図面省略

東街道添沢土砂災害警戒区域及び東街道添沢土砂災害特別警戒区域

指定の区域

1

風間浦村の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

2

土石流

3 条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

次の図面のとおり

(図面省略)

九 下風呂沢土砂災害警戒区域及び下風呂沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

風間浦村の区域のうち次の図面に示す区域

図面省略

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

3 条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四

次の図面のとおり

図面省略

(図面省略)

青森県告示第二百二十二号

おいて準用する同条第四項の規定により公示する。 土砂災害防止対策の推進に関する法律 土砂災害警戒区域の指定を次のとおり解除するので、土砂災害警戒区域等における (平成十二年法律第五十七号)第七条第六項に

え置いて縦覧に供する。 その関係図面は、 青森県県土整備部河川砂防課及び中南地域県民局地域整備部に備

令和五年三月二十七日

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

富田土砂災害警戒区域 解除する区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

青森県告示第二百二十三号

青

ので、同条第四項の規定により公示する。 律第五十七号)第七条第一項の規定により、 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 土砂災害警戒区域を次のとおり指定する (平成十二年法

え置いて縦覧に供する。 その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中南地域県民局地域整備部に備

令和五年三月二十七日

青森県知事 三 村 申

吾

富田土砂災害警戒区域

指定の区域

弘前市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

 $\stackrel{-}{\sim}$ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

青森県告示第二百二十四号

律第五十七号)第七条第一項の規定により、 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 同条第四項の規定により公示する。 土砂災害警戒区域を次のとおり指定する (平成十二年法

え置いて縦覧に供する。 その関係図面は、 青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備

令和五年三月二十七日

青森県知事

三

村

申

吾

笹内川土砂災害警戒区域

指定の区域

深浦町の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

 \equiv

青森県告示第二百二十五号

おいて準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。 計画下水道事業の事業計画の変更を令和五年三月十四日認可したので、同条第二項に 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、東北都市

令和五年三月二十七日

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

施行者の名称

東北町

都市計画事業の種類

東北都市計画下水道事業(東北町公共下水道)

三 事業施行期間

平成八年八月二十八日から令和九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 東北処理区

都市計画事業計画の変更認可 (平成二十八年五月十六日青森県告示第三百五十

の事業地に変更なし。

上北中央処理区

号)の事業地に変更なし。 都市計画事業計画の変更認可 (平成二十八年五月十六日青森県告示第三百五十

2 使用の部分

東北処理区

都市計画事業計画の変更認可 の事業地に変更なし。 (平成二十八年五月十六日青森県告示第三百五十

上北中央処理区

変更する。 号)の事業地のうち、東北町旭南三丁目及び旭南四丁目地内において事業地を 都市計画事業計画の変更認可 (平成二十八年五月十六日青森県告示第三百五十

青森県告示第二百二十六号

において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。 市計画下水道事業の事業計画の変更を令和五年三月十四日認可したので、同条第二項 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、六ケ所都

令和五年三月二十七日

青森県知事 \equiv 村 申 吾

施行者の名称

六ケ所村

都市計画事業の種類

六ケ所都市計画下水道事業(六ケ所村公共下水道)

事業施行期間

三

平成九年十月七日から令和十二年三月三十一日まで

几 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可 (平成二十九年三月二十七日青森県告示第二百二

十六号)の事業地に変更なし。

2

使用の部分

(平成二十九年三月二十七日青森県告示第二百二

十六号)の事業地に変更なし。

都市計画事業計画の変更認可

青森県告示第二百二十七号

計画下水道事業の事業計画の変更を令和五年三月十四日認可したので、同条第二項に おいて準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、 階上都市

青森県知事

三

村

申

吾

令和五年三月二十七日

施行者の名称

階上町

都市計画事業の種類

階上都市計画下水道事業(階上町公共下水道

三 事業施行期間

平成十二年一月十四日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

·四号)の事業地に変更なし。 都市計画事業計画の変更認可 (平成三十年十一月二十六日青森県告示第七百八

使用の部分

都市計画事業計画の変更認可 (平成三十年十一月二十六日青森県告示第七百八

十四号)の事業地に変更なし。

東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

定価 小口一枚二付十五円 年週月・水・金曜日発行

育森市 養行 下 一 下 大